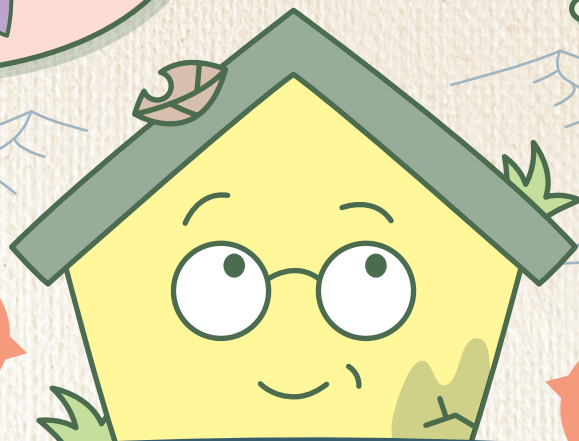
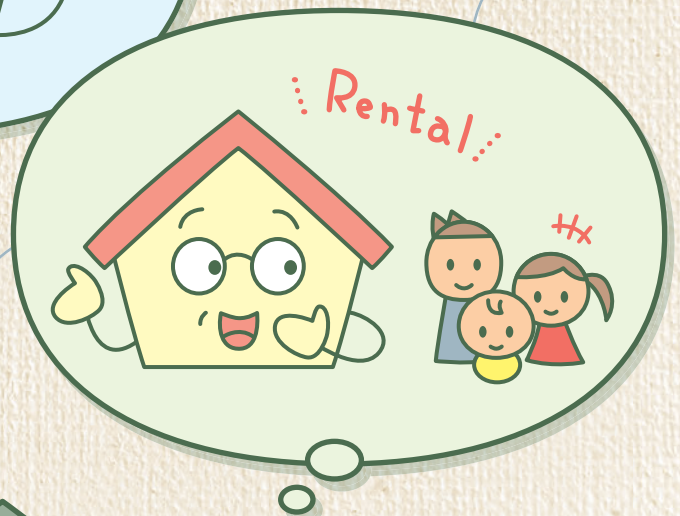
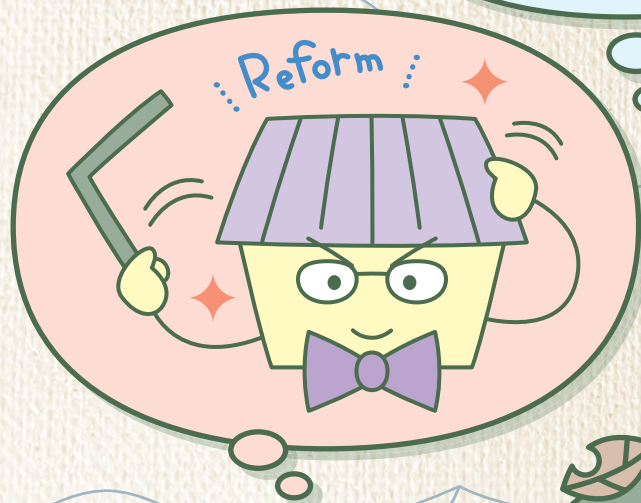
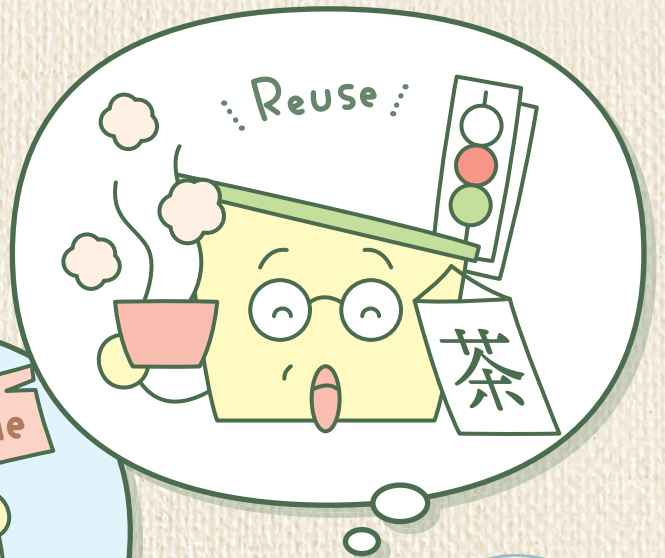


どうする？うちの空き家



2026年
保存版

名寄市 空き家の手引き

名寄市 × 株式会社サイネックス

空き家管理はおまかせ!

✓見回り ✓郵便物の転送 ✓屋根の雪下ろし ✓草刈など

家財整理

不用品処理

解体工事

遺品整理

引越

特殊清掃

ハウスクリーニング

あなたの「家じまい」を
お手伝いいたします。

相談
お見積
無料!

元気なうちに
身の回りの整理を
したいのだけど...

遺品整理
家財の片付け、買取
不動産の処分は
どうしたらいいんだろう...



家の見回り、
冬の屋根の雪下ろしや
草刈は自分たちじゃ
できないから心配...



お家の困ったことならサポートいたします!

道北家財整理 運営会社
有限会社名寄トラック



☎ 01654-8-8878 名寄市字豊栄127-4



遺品整理士認定協会より
認定合格者【遺品整理士】が
在籍しております。

ホームページはこちらから /
名寄市 道北家財整理



名寄市 空き家の手引き



令和8年4月発行

発行

名寄市／株式会社サイネックス

制作

株式会社サイネックス 東京本部
〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3
TEL.03-3265-6541(代表)

広告販売

株式会社サイネックス 札幌支店
〒001-0010 北海道札幌市北区北10条西1丁目10-1
TEL.011-737-7167

※掲載している広告は、令和8年2月現在の情報です。

無断で複写、転載することはご遠慮ください。

QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

もくじ

「空き家」を放置していませんか? ……	2
空き家について考えてみましょう! ……	4
我が家の将来を考えよう ……	6
空き家を所有することになったら ……	8
空き家を管理する場合には ……	10
空き家を管理できない場合には ……	12
売却のこと ……	14
賃貸のこと ……	15
解体のこと ……	16
空き家等に関する補助事業 ……	17
空き家の相談窓口 ……	18

〈 広 告 〉

空き家

のことなら
おまかせ下さい!!

売 買

賃 貸

管 理

相 続

遠方の方・出張相談
オンラインでも対応
しています

お気軽にご相談下さい
01654-2-6260
相談無料

ON THE ROAD

名寄の不動産
株式会社 オンザロード

名寄市西8条南6丁目9番地
北海道知事 上川(2)第1257号



「空き家」を放置していませんか？



空き家とは

継続して居住や使用のない住居やその他の使用もなされていない建物や敷地のこと

空き家放置のリスク



名寄市では、平成27年に国が施行した「空家等対策の推進に関する特別措置法」を契機に、「名寄市空家等対策計画」を定め、所有者・管理者への指導などの取り組みを進めています。



空き家を放置していると、**固定資産税が最大6倍になる!?**

空き家を適切に管理していないと自治体から勧告を受け、固定資産税における住宅用地特例から除外されます。

また、法改正により勧告対象が拡大しています。

(広告)

無料査定 物件大募集 ぜひご相談を!

不動産の買取・仲介・賃貸から解体までワンストップで対応します

お気軽にご相談下さい ☎01654-8-7236



なよろ不動産株式会社

北海道知事 上川(3)1181号
名寄市東4条北2丁目16-1



家の解体 のことなら **おまかせ!**

お気軽にご相談下さい ☎090-6994-5603



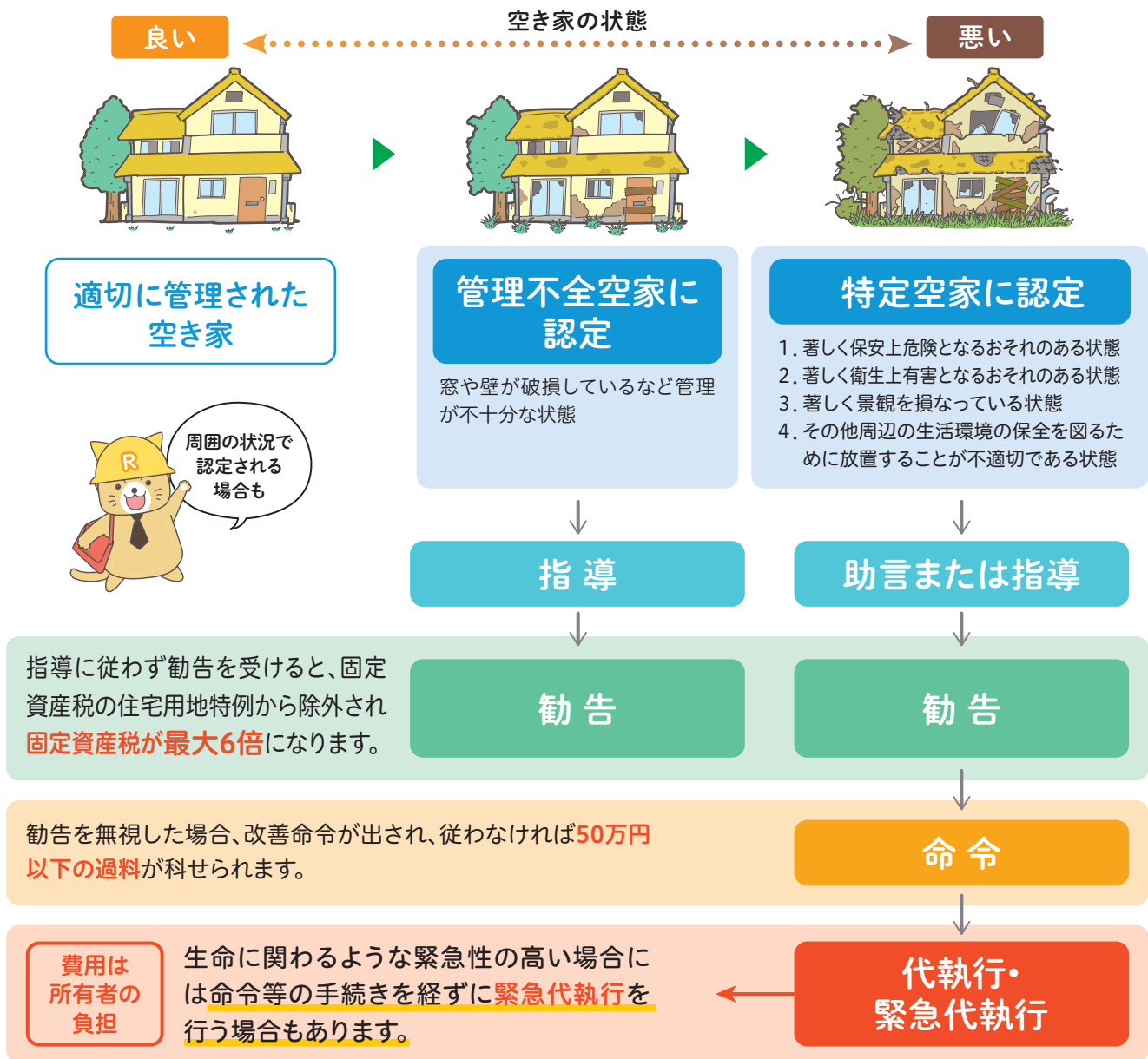
なよろ建設工業株式会社

(登-6)上 第196号
名寄市東3条南7丁目1-1

見積 無料

空き家を放置し続けると…

空き家の状態の確認



〈 広 告 〉

一戸建て

マンション
アパート

店 舗
事 務 所

●**賃貸・売買・管理**のことなら！

頼れる**地元のエイブル**に
おまかせください！

エイブルネットワーク名寄店
(有)トータルメンテナンス
TEL 01654-3-2068

名寄市西2条南7丁目4番地
<https://reblo.net/totalmaintenance/>





空き家について考えてみましょう!



空き家管理・活用実践フロー

知りたいことは
何ですか?



我が家の
将来について
考えましょう!

P6・7
参照

次世代への
引き継ぎについて事前に
考えましょう!

遺言書を残すなど、誰に家を
引き継いでもらいたいかなど
を明確にしておくことで、残さ
れた家族が悩んだり、争うこと
がないように準備することが
重要です。

空き家を
所有すること
になりました

P8・9
参照

空き家の
所有者には管理責任が
あります!

空き家を放置し続けると倒
壊、火災等の危険性や防犯、衛
生上の課題も生じます。
空き家の所有者には法的に
も管理責任があります。

空き家の
使い方を
考えましょう!

P8・13
参照

家財処分、
相続等について
知りましょう!

空き家の使い方を決めるに
あたっては家財の処分や相続
手続き等の理解を深めることが
重要です。また売却や賃貸の可
能性がある場合には、事前に相
談する不動産や空き家バンクに
ついて調査しましょう。

〈 広 告 〉



不動産のことならお気軽にご相談下さい。

☑ **小さな土地から広大な土地まで、幅広く買い取りいたします。**

(広すぎて買い手が付かない、空地の管理が大変等)

☑ **老朽化した建物でお悩み…………… 査定無料!**

(現在お持ちの空き家等、リフォームするとお金もかかるが、買い手もつかない物件等)

北海道知事免許 上川(5)第1024号

北海道宅地建物取引業協会会員

名寄市 (株)いとう



170

株式会社

い

と

う

HPはコチラ



ご相談はコチラ

☎ **01654-2-5252**

FAX 01654-3-3320

名寄市西1条南4丁目25

当面
そのままに
する

P10・11
参照

適切な管理を！

当面はそのままにする場合でも、いずれは活用する(自分で住む、賃貸・売却する等)とすのために、適切な管理が必要です。



貸す
売る

P12~15
参照

有効に活用しましょう！

空き家バンク又は不動産業者を利用し、空き家の活用を考えましょう。併せて、改修や契約について考えることが重要です。



取り壊す

P16
参照

壊すことも管理の一つ！

倒壊の危険性の高い老朽化した空き家や管理が困難な空き家に対しては、取り壊しもご検討ください。



〈 広 告 〉



株式会社 高橋組

FP FPの家

くらしのちを守るため。

～総合建設業～

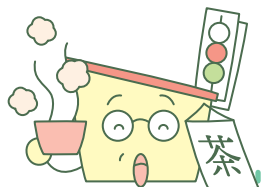
各種建築物の企画、調査
研究診断、設計、建築施工
管理、指導監督、測量、解体
リノベーション、リフォーム
建築付帯工事
法令に基づく手続きを代行
各種相談受付

営
業
内
容



〒096-0013 名寄市西3条南8丁目8-1 TEL.01654-2-2347

ホームページはこちらから▶



我が家の将来を考えよう



どのように次世代に引き継ぐか考えよう。

① 現在の登記を確認しよう。

土地や建物の所有権に関しては、不動産登記の義務付けがなかったため、従前所有者の名義のままになっていることがあります。

所有権を証明できなければ、次世代への適切な相続や活用ができなくなります。

不動産登記の名義を確認し、現在の所有者になっているか確認しましょう。



② 相続人全員で話し合いをしよう(遺産分割協議)。

それぞれの相続人には法定相続分があります。遺産分割協議をしない場合、相続人の持分割合により相続登記を行います。遺産分割協議をすることにより、特定の相続人の単独名義や特定の共有名義とすることができます。ただし、遺産分割協議は相続人全員の同意が無ければ無効となりますので注意が必要です。

なお、話し合いがまとまらない場合、家庭裁判所にて遺産分割調停により解決を図る方法もあります。



③ 困ったときは専門家に相談しよう。

不動産登記の確認や相続税の計算、相続人の権利関係、遺言書の作成に関しては、専門的な知見が必要です。それぞれの悩みに応じて、法務局、税理士、弁護士、司法書士などの専門家に相談しましょう。

空き家に関する相談窓口

相談窓口

適切な管理：市民部 環境生活課 TEL.01654-3-2111



① 意思表示をしておこう。

家や土地など分割が難しい相続財産をめぐるトラブルを防止するため、家族間での話し合いや遺言書の作成など、次世代に引き継ぐための準備を行いましょう。

遺言書には、一般的に「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」があり、それぞれにメリット・デメリットがあります。それぞれの特徴を理解して、最適な形式を選びましょう。

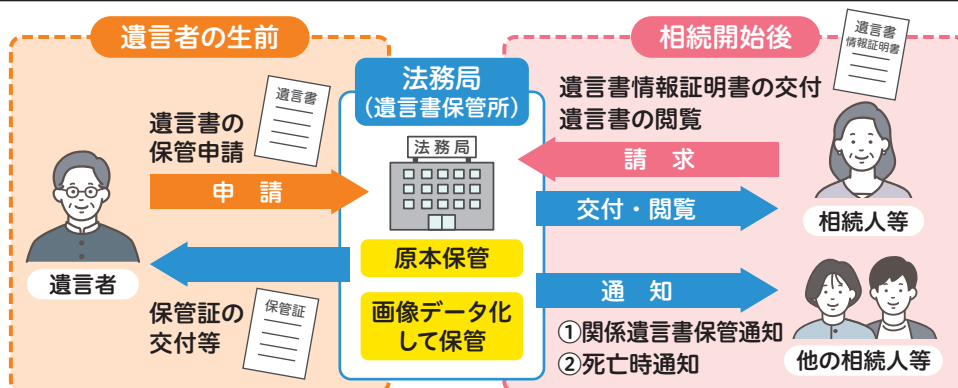


	自筆証書遺言		公正証書遺言
作成方法	遺言者本人の自筆で記述 ※パソコンでの作成は無効だが、財産目録の作成には使用可能 		遺言者本人が公証人に口頭で遺言内容を伝え、公証人が文章にまとめます。 ※実印・印鑑証明書、登記簿謄本などが必要
証人	不要		2人必要
保管場所	自宅等	法務局 (自筆証書遺言書保管制度)	原本は公証役場
費用	不要	必要(3,900円)	必要(財産額によって異なる)
メリット	●手軽に作成できる ●費用がかからない		●形式不備等により無効になるおそれがない ●紛失・隠匿・偽造のおそれがない
デメリット	●紛失・隠匿・偽造のおそれがある ●文意・形式不備等により無効となるおそれがある ●家庭裁判所の検認手続きが必要		●手間がかかる ●費用がかかる 

CHECK

自筆証書遺言書保管制度

自筆証書遺言書の紛失や隠匿、偽造や改ざんを防ぐため法務局で、遺言書の原本と、その画像データを保管する制度です。



問 旭川地方法務局 名寄支局 TEL 01654-2-2349

出典：政府広報オンライン「自筆証書遺言書保管制度」(<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/202009/1.html>)

問 名寄公証役場 TEL 01654-3-3131

〈広告〉

お客様の資産のハッピーエンドと
リスタートをサポートいたします！



土木建設業

解体業

鳶工事

除排雪一式

合同会社 大昇
DAISHO

TEL 01654-8-7588



HP

FAX 01654-8-7941

名寄市西13条南7丁目1-2



Facebook



空き家を所有することになったら



相続登記をしよう

問 旭川地方法務局 名寄支局

住所 名寄市西1条南11丁目1-5

TEL 01654-2-2349

親族の死亡等により空き家を相続した場合は、相続人への名義の変更(相続登記)を行いましょう。相続登記がされず、前所有者(故人等)の名義のままになっていると売買などの支障となります。令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されましたので、きちんと相続登記を済ませておきましょう。

PROCESS 01 必要な情報を収集しよう。

法務局 にて	空き家の名義人を調べるための登記事項証明書を取得
各市町村 にて	固定資産全部証明書・名寄帳等を取得
各市町村 にて	相続人確定のための戸籍証明書を取得

PROCESS 02 相続人全員で話し合いましょう。

遺産分割協議をすることにより、特定の相続人の単独名義や特定の共有名義とすることができます。ただし、遺産分割協議は相続人全員の同意がなければ無効となりますので注意が必要です。

遺言書などにより相続する人が決まっている場合は、協議は不要です。



遺産分割協議

PROCESS 03 申請書、添付書類を用意の上、法務局へ登記申請をしよう。

ご自身で相続登記をすることが難しい場合、登記の専門家である司法書士に依頼することもできます。

→P18

PROCESS 04 法務局の審査を経て、問題がなければ相続登記が完了します。

戸籍証明書の請求が便利になりました。

最寄りの市区町村の窓口で戸籍証明書等が請求できます。

- 本籍地のある遠方に行かなくてもOK!
- 必要な戸籍の本籍地が全国各地に分かれていても、1か所の市区町村の窓口でまとめて請求可能!



法務省広域
交付案内



〈 広 告 〉

親名義の家・土地ありませんか？

⚠ 放置するとトラブルや罰則の対象になることがあります

こんなお悩み
ありませんか？

- ✓ 何をすればいいかわからない
- ✓ 難しそうで後回しにしている
- ✓ 金融機関や法務局に何度も行くのが大変

地域に寄り添う司法書士 いずみだの特徴

- 相続登記・金融資産・自動車の名義変更までワンストップで対応
- 司法書士・行政書士を保有している「有坂 湧馬(ゆうま)」が責任対応
- 地域密着でわかりやすく説明

司法書士法人いずみだ

名寄事務所 有坂湧馬

「相談してよかった」と
言っていた司法書士を目指し、
地域の皆様に親身に寄り添います。

まずは「費用はいくらかかるの？」
をお尋ねください！ お見積り無料

01654-8-8210

名寄 士別 札幌 道内3拠点体制！地域に根差した信頼と実績
〒096-0014 名寄市西四条南十丁目1番地6
Aubaなよろ1階(星乃珈琲店様のすぐ隣です)



法定相続

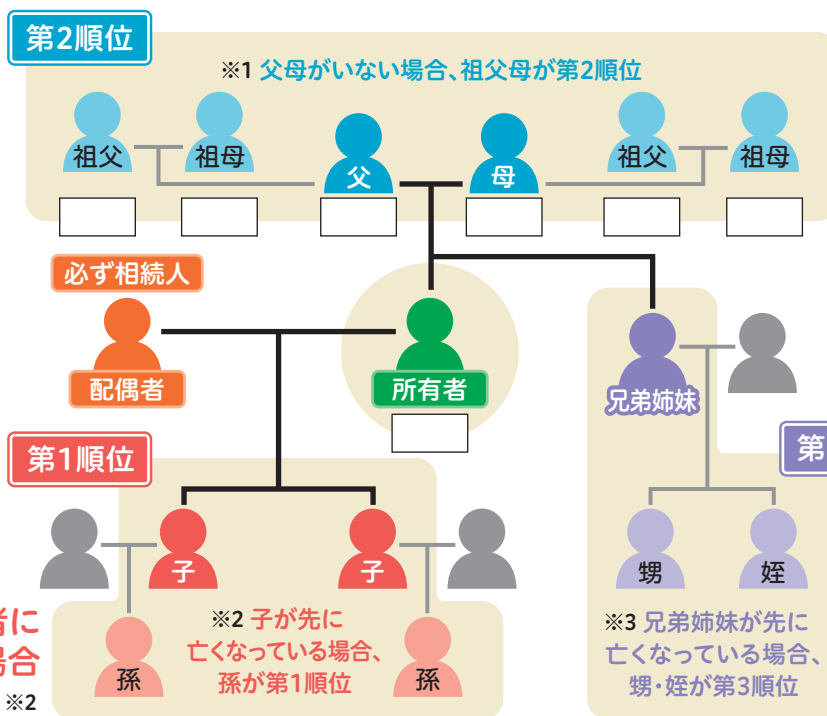
基本的な相続の順番は？

基本的な相続の順番は、下図のようになります。

遺産は、まず配偶者及び**第1順位**の相続人に相続権があり、子がない、または相続放棄をした場合には、次の順位の相続権がある人が相続人となります。

所有者が亡くなった場合

法定相続人（相続関係図の例）



所有者に
子がない場合
配偶者と父母※1



子ども父母も
いない場合
配偶者と
兄弟姉妹※3

所有者に
子がいる場合
配偶者と子※2

CHECK

空き家の状態をチェックしよう

インスペクションとは、建物状況調査のことで、建築士等の専門家が建物の劣化状況（基礎、外壁等のひび割れ、雨漏り等の劣化状況・不具合の状況等）を目視、計測等により調査し、現状の建物が備えている性能を把握するものです。

インスペクションを受けるメリットは？

インスペクションを受けることで
売主は引き渡し後のトラブル回避
など、買主は購入後の維持・管理プ
ランが立てやすく、安心して購入で
きるようになるなどがあります。

詳細はこちら



既存住宅状況調査技術者検索
ページ等から調査実施者を検索
いただくことも可能です。





空き家を管理する場合には



近隣に迷惑をかけないようにしよう

① 空き家は定期的な点検と管理が大切です！

人が出入りをし、適切に管理することで建物の老朽化の抑制につながります。具体的には定期的な通風、換気、通水、掃除を行うことで老朽化の進行を抑制することができます。

次の作業項目を参考に、月1回程度の頻度でできるだけこまめに取り組むようにしましょう。

また、大雨や台風、地震のあとは、建物に被害がないか必ず点検しましょう。



② 自分でできる管理方法

	作業項目	作業内容	注意点
内部	通風・換気(60分程度)	☒ すべての窓・収納扉(押入れ・クローゼット)の開放 ☒ 換気扇の運転	建物を傷めないためには、できるだけ頻繁に行いましょう
	通水(3分程度)	☒ 各蛇口の通水 ☒ 各排水口に水を流す(防臭、防虫のため)	
	掃除	☒ 室内の簡単な清掃	
外部	郵便物整理	☒ ポスト、玄関に投函された郵便物・配布物の整理	ご近所の迷惑にならないよう念入りに行いましょう
	敷地内清掃	☒ 敷地内の落ち葉やごみの清掃	
	草取り 庭木の剪定	☒ 草取り、越境している枝やツルの剪定 ☒ 庭木の剪定、消毒	
点検	雨漏りの有無	☒ すべての部屋に雨漏りがないか	大雨や台風、地震のあとは必ず点検を行いましょう
	建物の傷み	☒ 建物に傷んでいるところはないか	
	設備の傷み	☒ 水漏れなどがないか	

〈 広 告 〉



家の不用品回収おまかせ下さい！

一般家庭の廃棄物

家財の整理

遺品整理 協会認定の遺品整理士が
お手伝いいたします

引越しゴミなど

HPはコチラ



家のことで小さなことでもお気軽にご連絡下さい

有限会社名寄三信

ご相談・お見積無料 名寄市字徳田149-1
01654-2-1367

■特別管理産業廃棄物 収集運搬 北海道知事 第00160105848号 ■遺品整理士認定 第IS09197 ■遺品査定士認定 第AM01604

空き家の傷み具合チェックシート



定期的に
点検
しましょう

外部まわり



屋根

- 屋根材の異状
(ズレ、割れ、さび、苔、ハガレ)



外壁

- 外壁の異状(汚れ、色あせ、さび、苔、ハガレ、ヒビ)
- 鉄筋の露出



軒裏

- 軒裏部分の異状
(シミ、汚れ、浮き、苔、ハガレ)
- 鉄筋の露出



擁壁

- 水抜き穴の詰まりの有無
- ひび割れの有無
- 目地の開きの有無



雨とい

- 水濡れ、ハズレ、ヒビ、割れ



塀

- 塀の異状
(汚れ、傾き、崩れ)



窓・出入口ドア

- ガラス、建付けの異状
(割れ、ヒビ、開閉の不具合、傾き、施錠の不具合)



家まわり

- 樹木、雑草の繁茂
- 害虫、害獣の発生



バルコニー

- 床材、手すりの異状
(破れ、虫食い、腐朽、反り、たわみ、さび、ぐらつき)



土台・基礎

- 基礎、土台の異状
(ヒビ、割れ、傾き、腐朽、虫食い、蟻道)

内部・設備



天井

- 天井材の異状
(ハガレ、たわみ、浮き、シミ、カビ)



壁

- 壁材の異状
(ハガレ、浮き、シミ、カビ、割れ)



床

- 床材の異状
(ハガレ、浮き、シミ、カビ、割れ、傾き)



室内ドア・障子

- 建付けの異状
(開閉の不具合、傾き)



設備

- 給水、排水の不具合
(赤水、詰まり、臭い、水漏れ)

〈 広 告 〉

リフォーム工事

・内外塗装替え ・基礎断熱工事 ・止水防水工事

OSサポートサービス

・住宅管理サービス…
住宅、空き住宅の維持、
保全(草刈り・除雪)、管理業務

・レンタルサービス…車両、工具レンタル業務
・資材販売サービス…左官材料個人向け販売業務
・除排雪サービス…シーズン前除雪、屋根雪下ろし、ダンプ排雪業務



大沼左官工業(株)

〒096-0004 名寄市東四条南9丁目2番地57
TEL:01654-3-3407



空き家を管理できない場合には



空き家の売却、賃貸を検討しよう

今後使用する予定がなく、空き家の維持管理ができない場合、売却、賃貸などを検討する必要があります。特に老朽化が進んだ建物は、修繕や改修に要する費用が大きくなりますので、以下を参考に早めに売却や賃貸などを検討しましょう。



売却・賃貸の準備

家財道具や残置物の整理、処分をしよう

空き家の売却、賃貸、解体などをお考えの場合、空き家の中にある家財や荷物を整理することが必要です。

早い段階から整理を進めることにより、その後の活用を円滑に進めることができます。

なお、遺品や仏壇などがあり、自力で処分することが困難な方は、民間の家財整理専門業者や仏具店等を活用するのも一つの方法です。



売却・賃貸の検討

不動産業者に相談しよう

→ 売却

不動産業者との媒介契約により仲介を依頼するのが一般的です。また、業者が買取り、リフォーム後に販売する買取再販も多くなっています。事業者によって価格が異なることも多いので、複数の不動産業者に査定してもらいましょう。

→ 賃貸

空き家は、リフォームしてから賃貸するのが一般的です。また、近年、借り手が自由にリフォームすることを許容して賃貸するケースもでてきています。

方法によって、それぞれメリット・デメリットがありますので、地元の不動産業者に相談しましょう。



売却・賃貸が困難な場合

解体を検討しよう

売却・賃貸が困難な空き家については、解体をして駐車場などとして「土地」を活かすといった方法もあります。土地活用の可能性は、土地の周辺状況などによって異なります。解体を行う前に建築士や不動産業者へ相談しましょう。



〈 広 告 〉



一般住宅ほか

解体工事

解体のプロに
お任せください

岩守産業 株式会社 名寄市字徳田 248-18 (01654) 2-5607



① 売却・賃貸のヒント

**どこの不動産業者に相談すれば
よいかわからない場合には？**

空き家周辺の地元不動産業者に相談して
みては…



**借地で空き家が売却できない
場合には？**

借地契約を延長して賃貸を検討して
みては…

**売却するのに費用負担が難しい
場合には？**

解体費や測量費などを含む売却を不動
産業者に相談してみては…

**狭小土地や接道
不良土地で売却が
難しい場合には？**

隣の家に買ってもら
えないか提案してみ
ては…

**古くて貸せるか悩んでいる場合
には？**

固定資産税相当分の家賃で賃貸でき
ないか不動産業者に相談してみては…

**売り出したいが、家に欠陥が
あってトラブルにならないか？**

建物状況調査(インスペクション)をし
てみては…



→ P9

**耐震改修済み、リフォーム済み
をアピールする場合には？**

建物状況調査を実施し、安心R住宅※
として売却を検討してみては…

※「安心R住宅」とは、これまでの既存住宅(中古住宅)のマイナスイメージを払拭
するため一定の条件を満たした住宅の広告に、国が商標登録したロゴマーク
を付けて、物件選びに役立つ情報を消費者の皆さまへ分かりやすく提供する
仕組みです。

CHECK



相続した土地を国が引き取る制度が始まりました

令和5年4月27日より、相続した土地を国が引き取る「**相続土地国庫帰属制度**」が始まりました。これは、
相続等によって土地の所有権を取得した相続人が、法務大臣(窓口は法務局)の承認により、土地を手放
して国庫に帰属させることができる制度です。詳しくは法務省ホームページでご確認ください。



法務省





売却のこと



メリット

- ・維持管理にかかる手間とお金が不要
- ・一時的にまとまったお金が得られる
- ・現金化することで遺産分割しやすくなる
- ・経年劣化による将来下落するリスクの回避

デメリット

- ・思い入れがある建物が失われる
- ・希望価格で売れない可能性
- ・境界確認など手間や経費が掛かる可能性

専門家が一緒に考えます(相談から売却までの流れのイメージ)



〈 広 告 〉

土地・建物・アパートの販売・管理 (株)りむにお任せください



売物件

ハヤクイコ!

☎01654-8-8915

空き家のことなら
ご相談下さい

- 空き家の処分・買取
- リフォーム・リノベーション

株式会社 Rim

名寄市西4条南6丁目4番地
✉ Email ▶ info@kkrim.jp



HP



Instagram

賃貸のこと

メリット

- ・家賃収入が得られる
- ・建物(資産)を持続けられる
- ・担保にできるため融資が受けられる
- ・換気や通水などの管理が不要になる

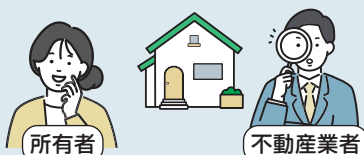
デメリット

- ・入居者がいない場合には収入が得られない
- ・入居者とトラブル(家賃滞納等)のリスク
- ・リフォームする場合には経費が掛かる

相談から賃貸までの流れのイメージ

01 不動産業者に相談

物件の調査も行います



02 物件調査 (リフォームをする場合)

- ・建築士等が賃貸予定物件を調査し、リフォーム計画を行う
- ・計画が決まれば、見積書を作成

※リフォームを行わない場合は04へ



03 リフォーム

見積書を確認し建築士等にリフォームの依頼



04 媒介契約の締結

不動産業者に賃貸の仲介を依頼します



05 賃貸契約の締結

不動産業者の仲介により入居者と契約



06 賃貸開始

所有者が、建物と入居者を管理するのか? 不動産業者に依頼するのか? 相談してください



〈 広 告 〉

不動産の売却・賃貸のことなら
お気軽にご相談ください!

五十嵐ホールディングス株式会社
igarashi 五十嵐ホールディングス
TEL 01654-2-4577 FAX 01654-2-4588
名寄市西5条北11丁目58-23 HPはこちら▶

建築・外構・解体について
お気軽にご相談ください!

株式会社 五十嵐組
igarashi 五十嵐組
TEL 01654-2-4577 FAX 01654-2-4588
名寄市西5条北11丁目58-23 HPはこちら▶

中舘建設株式会社
NAKADATE Construction Co.,Ltd.

100
おかげさまで100年
『風連地区のことは
お任せください!』

- 新築オーダー住宅
- リフォーム・リノベーション工事
- エクステリア工事・土木工事
- 解体工事・砂利の販売
- 1級建築士事務所

名寄市風連町大町54番地
TEL 01655-3-2507
<https://www.nakadate.co.jp/>

お気軽に
ご相談
ください。



解体のこと



メリット

- ・土地を売却しやすくなる
- ・土地を売却し現金化することで遺産分割しやすくなる
- ・維持管理にかかる手間とお金が不要

デメリット

- ・解体経費が必要となる
- ・固定資産税の軽減措置が適用されなくなる
- ・解体した土地に再建築できない場合がある

相談から解体までの流れのイメージ

解体経費の見積りは、費用や内容が適正かどうかの確認のため、複数業者に依頼しましょう。
解体後の土地利用も一緒に考えます。

複数業者に！



01— 解体業者に 相談

見積り依頼を行います



所有者

建築士等

02— 物件調査

建築士等が現地調査
します



建築士等

03— 見積り

調査結果に基づき、
見積書を作成します



04— 解体工事契約 の締結

見積金額や内容を確認し、
建築士等と契約
します



建築士等

05— 工事準備

施工計画や近隣対策
などを行います



建築士等

06— 建物内残存物の 整理や処分

電気、ガス等の業者連絡。衣類や
家具などの移動や処分



所有者

07— 近隣への 挨拶

騒音や振動等が伴う
工事なので、ご近所
に挨拶されるとよい
でしょう(解体業者が
代行する場合もあり
ます)

08— 解体

工事完了。現地
確認し、工事代
金を支払います

解体した建物
は、滅失登記
をしましょう

〈 広 告 〉

解体工事

のことならおまかせ下さい

木造家屋

鉄骨倉庫

納屋牛舎

庭の撤去

- フェンス、ブロック塀などの撤去・解体工事
- 新築、建替えの解体工事
- アパート・マンションなどの解体工事
- 店舗の解体工事

迅速

丁寧

安全

見積
無料

Tri
Star

有限
会社

トライスター

名寄市東5条南2丁目63-32

塀の撤去、物置・車庫等、
小さな解体でもお気軽にお問合せ下さい。

01654-9-2675



空き家等に関する補助事業



名寄市の補助金について（令和8年4月現在の補助制度）

名寄市では、家屋の除却や耐震化に対して次の補助事業を実施しています。
補助事業を利用したい、内容を詳しく聞きたいという方は各事業の担当までご連絡ください。

空き家に関する補助金について



名寄市危険空き家等除却補助金

担 当 市民部環境生活課 TEL.01654-3-2111

対象となる空き家の主な要件

- ①名寄市内にあり、原則として1年以上使用されていない建物であること
- ②名寄市による確認で危険性があると判断された建物であること（危険空き家） など

補助金額

- ・上限額：50万円（解体費の1／2）
※解体作業困難地の場合は上限額80万円（解体費の4／5）



〈 広 告 〉

地域住民の皆様の
日々の安全と快適な暮らしを支える
道路舗装工事を
展開しております。



北海舗道 株式会社

TEL 01654-3-8691 FAX 01654-2-1929
名寄市字内淵200

HPはこちら▶





空き家の相談窓口



① 固定資産税に関すること

担当窓口	電話番号
市民部 税務課 資産税係	TEL.01654-3-2111

① 相続・登記に関すること

担当窓口・事業者団体	電話番号	受付時間
旭川弁護士会 (旭川法律相談センター)	TEL.0166-51-9527	月・水・木・金 14時 ~16時 火 17時30分~19時30分
旭川司法書士会 (司法書士総合相談センターあさひかわ)	TEL.0166-51-7837	月~金曜日 10時~16時

① 建築に関すること

担当窓口・事業者団体	電話番号
北海道建築士事務所協会 旭川支部	TEL.0166-22-8894

① 売却・賃貸に関すること

事業者団体	電話番号	受付時間
(公社)北海道宅地建物取引業協会	TEL.011-641-8931	月~金曜日 (祝日・年末年始等は除く) 9~12時、13~17時 (最終電話受付16時50分)
(公社)全日本不動産協会 北海道本部	TEL.011-232-0550	平日 10時~16時

① 空き家全般に関すること

事業者団体	電話番号
市民部 環境生活課	TEL.01654-3-2111



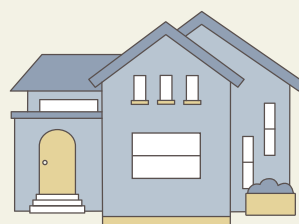


新築・リフォームの基礎知識

＞ 自然塗料

室内の床や壁、柱、家具などの木製品は、多くは何かの塗装がされています。特に大量生産の製品はそのほとんどに化学塗料が使われています。

近年、シックハウス症候群の原因となる、化学物質による室内の空気汚染が問題視されています。お子さんやご家族がアレルギー体質なら業者にまず相談する必要があるでしょう。



＞ 業者の探し方

最近では自社ホームページを持っているリフォーム会社も多いようです。ポストに入ってくるチラシも情報収集のチャンスです。

またご近所や知り合いでリフォーム工事をした家があったら、その会社がどんな対応だったか聞いてみるのも一つの手です。



＞ 新築・リフォームと建築基準法

リフォーム時には、住宅に関する法律についても知っておく必要があります。通常業者さんが把握しており問題の起こることはあまりありませんが、知っておきたい法律としては建築基準法があります。建築基準法は住宅の安全性、居住性、周辺環境への配慮を目的としている法律で、新築だけでなくリフォーム時にも適用されるので注意が必要です。





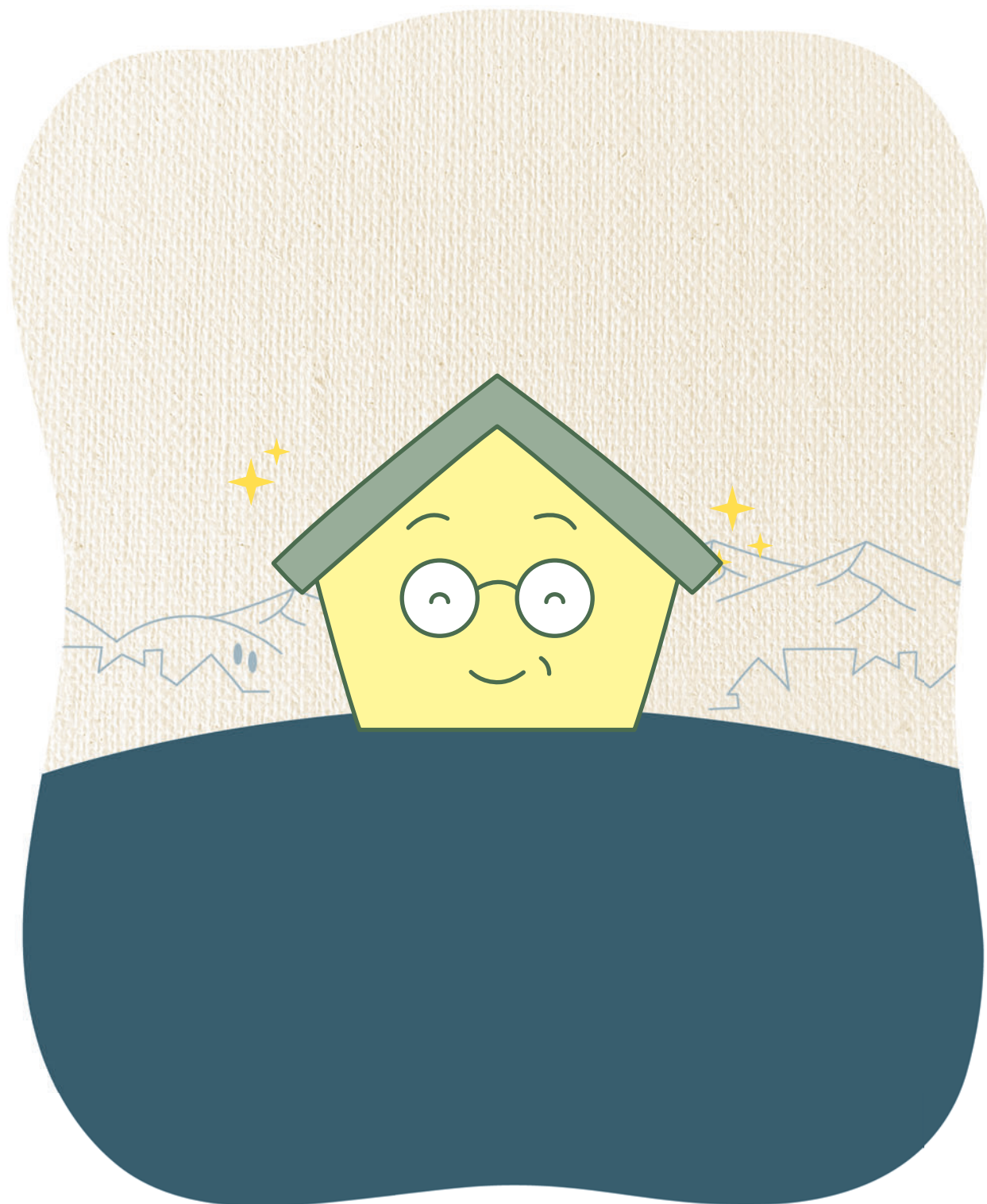
リフォーム

管理

売却

解体

賃貸



名寄市

どうする？

うちの空も家

